

山梨県公報

第二千二百六号

平成二十四年

二月二十三日

木曜日

目次

告示

保安林の指定施業要件の変更予定(五件).....	一五
道路の区域変更.....	一六
道路の供用開始(二件).....	一七
建築基準法に基づく道路位置指定.....	一七
公 告	
落札者の決定について.....	一七
教育委員会	
山梨県文化財保護審議会規則の一部を改正する規則.....	一八

告示

山梨県告示第七十五号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成二十四年二月二十三日

山梨県知事 横 内 正 明

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
南都留郡道志村(次の図に示す部分に限る。)
- 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 次の森林については、主伐は、択伐による。
南都留郡道志村(次の図に示す部分に限る。)
- その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び道志村役場に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第七十六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成二十四年二月二十三日

山梨県知事 横 内 正 明

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
南都留郡道志村(次の図に示す部分に限る。)
- 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 次の森林については、主伐は、択伐による。
南都留郡道志村(次の図に示す部分に限る。)
 - その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る
市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び道志村役場に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第七十七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成二十四年二月二十三日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
南都留郡道志村（次の図に示す部分に限る。）
- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
南都留郡道志村（次の図に示す部分に限る。）
 - 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び道志村役場に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第七十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。
平成二十四年二月二十三日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
南都留郡道志村（次の図に示す部分に限る。）
 - 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - 三 変更後の指定施業要件
- (一) 立木の伐採の方法
- 1 主伐は、択伐による。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び道志村役場に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第七十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。
平成二十四年二月二十三日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
南都留郡道志村（次の図に示す部分に限る。）
 - 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - 三 変更後の指定施業要件
- (一) 立木の伐採の方法
- 1 主伐は、択伐による。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び道志村役場に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第八十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所において、この告示の日から平成二十四年三月十五日まで一般の縦覧に供する。
平成二十四年二月二十三日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 遅沢静川線
- 三 道路の区域

区	間	旧新の別	敷地の幅員	延長
		(メートル)	(メートル)	(メートル)

南巨摩郡身延町大字遅沢字水ノ口一三二九番の一地先から 南巨摩郡身延町大字中山字梨ノ木田六四三番の一地先まで	旧	六・八〇 二二・七	二四八・〇
	新	六・八〇 二二・七	二四八・〇
南巨摩郡身延町大字中山字梨ノ木田八九四番の一地先から 南巨摩郡身延町大字中山字梨ノ木田八九一番地先まで	旧	八・八〇 一一・五	七八・〇
	新	八・八〇 一一・五	七八・〇

山梨県知事 横内正明

山梨県告示第八十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所において、この告示の日から平成二十四年三月十五日まで一般の縦覧に供する。

平成二十四年二月二十三日

山梨県知事 横内正明

道路の種類	路線名	区間	延長（メートル）	供用開始の期日
県道	市川三郷身延線	西八代郡市川三郷町大字黒沢字宮田七二五番の三地先から 西八代郡市川三郷町大字黒沢字宮田七三〇番の一地先まで	一一三・〇	平成二十四年二月二十三日

山梨県告示第八十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所（峡北支所を除く。）において、この告示の日から平成二十四年三月十五日まで一般の縦覧に供する。

平成二十四年二月二十三日

道路の種類	路線名	区間	延長（メートル）	供用開始の期日
県道	敷島竜王線	甲斐市大字牛宮字宮前八番の五地先から 甲斐市大字牛宮字宮前一番の一地先まで	一〇五・〇	平成二十四年二月二十三日

山梨県告示第八十三号

建築基準法（昭和二十五年法律第二十二号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので告示する。その関係図書は、山梨県中北建設事務所（峡北支所を除く。）に備え置いて縦覧に供する。

平成二十四年二月二十三日

山梨県知事 横内正明

- 指定の年月日
平成二十四年二月二十三日
- 指定道路の位置
南アルプス市藤田字八丁二十三番十
- 指定道路の幅員
最大幅員五・〇メートル、最小幅員五・〇メートル
- 指定道路の延長
二一・三八メートル

公 告

● 落札者の決定について

次のとおり落札者を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成二十四年二月二十三日

山梨県知事 横内正明

- 落札に係る物品等の名称及び数量

情報処理実習装置 二式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

山梨県出納局管理課 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号

三 落札者を決定した日

平成二十四年一月三十日

四 落札者の氏名及び住所

リコージャパン株式会社関東営業本部山梨支社公共文教営業部

山梨県中央市山之神流通団地東一番地

五 落札金額

二千六百二十一万八千五百円

六 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

七 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の六第一項の規定による公告を行った日

平成二十三年十二月二十二日

教育委員会

山梨県教育委員会規則第二号

山梨県文化財保護審議会規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十四年二月二十三日

山梨県教育委員会

委員長 久保嶋 正 子

山梨県文化財保護審議会規則の一部を改正する規則

山梨県文化財保護審議会規則（昭和五十一年山梨県教育委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項の表中

富士山部会	特別名勝富士山に関する事項
特別名勝富士山に関する事項	特別名勝富士山に関する事項

富士山部会	特別名勝富士山に関する事項
文化的景観部会	文化的景観に関する事項

を

に改め

この規則は、公布の日から施行する。

附 則